

☆ 雇用保険料免除対象高年齢労働者について ☆

保険年度の初日(4月1日)において、満64歳以上の一般被保険者は、雇用保険に係る労働保険の一般保険料は労使とも免除されます。したがって、**今回の年度更新**(H27年度確定・H28年度概算分)の保険料免除対象労働者は、**昭和26年4月1日生まれ以前**の人です。なお、年度中途において満64歳となる者については、その年度の保険料は、労使とも負担することになります。

※昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生まれの人は、来年度(平成28年度)からの免除対象者になりますが、保険料は平成28年4月分の給与から控除しないで下さい!

生年月日	昭和26.4.1	昭和26.4.2 ↳ 昭和27.4.1	昭和27.4.2 ↳ 昭和28.4.1
内訳	以前の人		
H27年3月31日時点の年齢	64	63	62
H28年3月31日時点の年齢	65	64	63
H29年3月31日時点の年齢	66	65	64
平成27年度確定保険料	免除	免除されません	免除されません
平成28年度概算保険料	免除	免除	免除されません

今回の年度更新 →

↑ ↑

H28.4.1から保険料を引かなくてよい人 H29.4.1から保険料を引かなくてよい人

◎ 毎年、間違いの多いポイントです!!!
分からないときは、上記の表を参考にして、
従業員(高齢者)の生年月日で判断して下さい!